

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和5年 第3回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和5年3月27日（月） 午後4時00分 から
午前4時30分 まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - （1）委員 教育委員 森下洋一、松下陽子、八木洋子、山本正和
教育長 山下 齊
 - （2）執行機関 （事務局）教育総務課長 平松敏浩
社会教育課長 大村泰子
教育総務課管理主事兼教育総務室長 松本治樹
教育総務課指導主事 守谷知佐子
 - （3）その他 なし
- 5 議 題
 - 議案第23号 川根本町児童・生徒の就学等に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第24号 川根本町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
 - 議案第25号 川根本町地域学校協働本部設置に関する規則の一部を改正する規則について
（追加議案）
 - 議案第26号 川根本町生涯学習推進会議規則の一部を改正する規則について
- 6 会議資料の名称 議案第23号～議案第25号
（追加議案）議案第26号
- 7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、令和5年第3回川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。本日の会議は公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、公開いたします。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議事に入ります。

教育長 議案第23号 川根本町児童・生徒の就学等に関する規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第23号、川根本町児童・生徒の就学等に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由を説明いたします。

今回、改正する規則については、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が3月14日に開催された議会により可決されたことにより、学校名が変更となることに伴い規則の一部変更を行うものであります。

具体的な内容は、中川根第一小学校、中央小学校、中川根南部小学校が三ツ星小学校となることにより、別表の校名を変更するためのものでございます。

たまわ

ご審議の上、ご採択賜りますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか」

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、23号、川根本町児童・生徒の就学等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第24号 川根本町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。」

事務局 議案第24号、川根本町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、提案理由を説明いたします。

今回、改正する規則については、川根本町立学校設置条例の一部を改正

する条例の一部を改正する条例が3月14日に開催された議会により可決されたことにより、学校名が変更となることに伴い規則の一部変更を行うものであります。

具体的な内容は、中川根第一小学校、中央小学校、中川根南部小学校が三ツ星小学校となることにより、別表のと通りの改正をするためのもの
でございます。たまわ

ご審議の上、ご採択賜りますようお願いいたします。以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第24号 川根本町教育委員会公印規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第25号 川根本町地域学校協働本部設置に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第25号、川根本町地域学校協働本部設置に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由を説明いたします。

今回、改正する規則は、本年度より設置した地域学校協働本部設置に関する規則について、4月から試行的に運用する中で、運営上現状にあった運用をするために、一部改正が必要になったことに伴い改正のお願いをするものです。

ご審議の上、ご採択賜りますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第 25 号 川根本町地域学校協働本部設置に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおり承認します。

教育長 ここで、社会教育課から追加議案の提出がありました。お諮りします。追加議案について議案第 26 号として議題に追加することについてお諮りします。
追加議案として認めてよろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 それでは、追加議案として認めます。

教育長 それでは、議案第 26 号 川根本町生涯学習推進会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 26 号、川根本町生涯学習推進会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をさせていただきます。
今回の改正する規則は、令和 5 年度の川根本町役場機構改革により課名の変更のため一部改正が必要になったことに伴い改正をお願いするものです。
ご審議の上、ご採択賜りますようお願いいたします。」

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第 26 号 川根本町生涯学習推進会議規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則、原案のとおり承認します。

8 その他

教育長 その他の議題であります。協議事項はありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 なしと認めます。

9 閉 会（教育長）

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、令和5年 第3回 川根本町教育委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

10 その他

なし

上記に相違ないことを確認する。

教育長：山下 齊

委 員：森下洋一

委 員：松下陽子

委 員：八木洋子

委 員：山本正和